

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

◆公 告 採石業務管理者試験の合格者
誤 鳥取県行政組織規則の一部を

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則中訂正
昭和五十二年三月鳥取県告示第百八十五号中訂正

◆告 ◆条
示 例 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
示 生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による医療機関の指定

計量器の定期検査の実施

鶴等の移入禁止区域の指定の解除

土地改良事業計画の変更の適否の決定 開発行為に関する工事の完了（二二件）

建築基準法による道路の位置の指定

不在者投票管理者を置くことのできる病院等の一部改正

△人委規則
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
議員の合斗の調整額に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県条例第十九号

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事
平林鴻

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和一十七年十一月鳥取県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

選舉分會長	"	"	三、四〇〇田
	"	"	三、四〇〇田

七

選舉分會長

巨 島 医 院	産科婦人科大石医院	鳥取市鍛治町五三番地	昭和五十年八月三十一日
岩美郡岩美町浦富四三六番地一	昭和五十二年五月二十九日		

鳥取県告示第四百六十七号
生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

〇〇円	選挙立会人	五、〇〇〇円	に、
"	"	"	"
"	選挙立会人	四、〇〇〇円	二、七
"	"	"	に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	鳥取県知事 平 林 鴻 三
産科婦人科大石医院	鳥取市鍛治町五三番地	昭和五十二年五月二十五日	

巨 島 医 院 岩美郡岩美町浦富四三六番地一 昭和五十二年五月二十九日

鳥取県告示第四百六十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
財團法人 恵仁会薬局	米子市西町三六一	全国	昭和五十二年五月十四日

鳥取県告示第四百七十号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第一百四十三条の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第一百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間

昭和五十二年七月十八日から

当該計量器の所在の場所

二 計量法第一百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日

実施時間 実施区域 実施場所

七月 十八日

午前十時から
午後三時まで

倉吉市

河北中学校

十九日

" "

倉吉福祉会館

二十日

" "

倉吉市役所

二十一日

" "

倉吉市役所

二十二日

" "

神鋼機器工業株式会社

二十三日

午前十時から
午後二時まで

倉吉市役所

二十四日

" "

倉吉市役所

鳥取県告示第四百七十一号

昭和五十二年五月鳥取県告示第三百四十二号（鶏等の移入を禁止する区

域の指定について）は、昭和五十二年六月十日限り廃止する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を昭和五十二年六月九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百七十三号

昭和五十二年三月二十二日付けで東伯郡泊村大字園五九一の一番地泊村農業協同組合から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき、審査した結果これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年六月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年五月二十二日 鳥取県指令受都計第四百八十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市秋里字下六反物

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町一五八番地 田村 威

鳥取県告示第四百七十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年三月七日 鳥取県指令受都計第三十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市秋里字下六反物

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市松並町二丁目一三七番地

第一産業株式会社

取締役社長 岩谷政春

鳥取県告示第四百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十二年六月十七日次とのとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市末広温泉町一五八番地 有限会社 山陰不動産センター 代表取締役 池上美道	鳥取市湖山町北四丁目四 一〇一一及び四〇七の一 部	幅員 六・〇〇～一二・三五 メートル 延長 一二三・一〇メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

「医療法人同愛会博愛病院 米子市加茂町一丁目一」を「医療法人同愛会博愛病院 米子市西三柳一八八〇」に、「鳥取市立敬生寮 鳥取市湖山町二八四〇の四」を「鳥取市立敬生寮 鳥取市湖山町西一丁目二〇六」に、「鳥取県立身体障害者更生指導所 鳥取市湖山町大字白浜四二三二」を「鳥取県立身体障害者療護園 鳥取市湖山町西三丁目一二八番地」に、
 「鳥取県立鳥取第三授産所 鳥取市湖山町西三丁目一一一一番地」に改める。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十八号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「及び理学療法士」を「、理学療法士及び理療師」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料表の適用範囲に関する規則の規定は、昭和五十二年六月一日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十九号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の鳥取療育園の項中「理学療法士」の下に「、理療師」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定は、昭和五十二年六月一日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県人事委員会規則第四十号

鳥取県人事委員会委員長 森本繁蔵

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の地方機関の保健所の項中

保健予防課長（人事委員会が承認したものに限る。）
保健衛生課長（人事委員会が承認したものに限る。）

鳥取県人事委員会規則第四十一号

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、昭和五十二年六月一日から適用する。

附
則

保健衛生課長（人事
委員会が承認したも
のに限る。）

総務課長（鳥取保健所、倉吉保健所及び米子保健所の総務課長に限る。）

に改める。

三種

七

所長（人事委員会が承認したものに限る。）

一
種

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第110号)の一部を次のように改正する。

「四級地 田分の十六

第三条「[一級地 百分の八]」を「[二級地 百分の十一]」と改める。

「[二級地 田分の八]」

別表中

畜産試験場依原分場

東伯郡三朝町大字依原119〇番地の1

1級

を

畜産試験場河合谷分場

岩美郡国府町大字河合谷119五

六級地

四級

に改める。

1 1級

附 告

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、昭和五十一年六月一日から適用する。

とおりである。

昭和52年6月17日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

受験番号	氏名	受験番号	氏名	受験番号	氏名
4	吉村 一成	5	中嶋 忠男	6	高田 剛
8	岸田 治興	10	森根登志雄	11	玉川 照栄
15	丸山 素夫	23	岩本 和己	29	森 敏明
32	垂水 英俊	33	谷口 治江	34	松浦 一喜
38	高坂平八郎	39	横山 精一	40	中田 繁義
42	田村 英二	43	藤原偉久男	44	雜賀 誠智
46	浜中 精五	50	尾崎 政則	52	岡田 利雄
54	国谷 貞義	55	松原 薫	58	矢矧 公明
60	尾平 石根	63	太田 活志	64	松本 隆好
66	西山 忠治			65	加藤 自伸

受験番号	氏名	受験番号	氏名	受験番号	氏名
45	矢野 良平	46	遠藤 博美	47	福島 義則
53	遠藤 博美	54	高橋 誠	55	戸田 智雄
59	神庭 覧	60	鈴木 伸	61	前田 時宏
65	加藤 自伸	66	西山 忠治	67	吉村 一成

正 黒

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(昭和五十一年五月鳥取県規則第三十六号)は次の箇所に誤りがあつたので、記正する。

真	改	行	謄	正
11	ト	田分の六	農業土壤区域	農業土壤接地域

昭和五十二年三月鳥取県告示第百八十五号（解除予定の保安林について）
中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

四	上	終わりから八	七一七の四	七一九の四	誤	行	段	頁

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】